

丹波市既存住宅省エネ化促進事業補助金

令和8年度版 利用の手引き

この補助金は、住宅の省エネ化を促進するため、住宅の省エネ化工事を実施される方に、当該工事等に係る費用の一部を補助するものです。

補助金の手続きは、「丹波市既存住宅省エネ化促進事業補助金交付要綱」に基づき行われますので、申請される方は、必ず要綱を確認していただき、その内容を理解のうえで手続きを行ってください。

【制度の概要】

申請受付 (8 ページ)	受付期間 令和8年10月1日(木)～令和8年12月28日(月) 受付場所 生活環境部環境課(本庁舎1階) 受付時間 午前9時00分～午後4時30分 ・申請書を直接窓口へ提出してください。(郵送不可) ・先着順に受付します。 ・土曜・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)は受付できません。
対象者 (3 ページ)	市内に住宅を所有し、その住宅に居住している個人
対象住宅 (4 ページ)	次のすべてに該当する住宅 ・現状において、省エネ基準に適合していないもの ・耐震性が確保されているもの(省エネ化工事後に耐震性が確保されるものを含む)
対象となる省エネ化工事 (4 ページ)	【全体改修】 住宅の全体が、省エネ基準又はZEH水準以上の基準を満たすこととなる省エネ化工事であり、BELS等の第三者評価を受けるもの 【部分改修】 住宅の一部(複数の開口部を含む)が、省エネ基準又はZEH水準以上の基準を満たすこととなる省エネ化工事
補助金額等 (5 ページ)	【補助対象経費】 ・開口部や躯体等の断熱化、設備の効率化に関する省エネ化工事に要する費用 ・BELS等の第三者評価に要する費用(全体改修の場合) 【補助金額】 ・省エネ基準：補助対象経費の40%(限度額 30万円) ・ZEH水準：補助対象経費の80%(限度額 70万円) 【予算額】 140万円(予算の範囲を超えた場合は、受付終了)
条 件	・本補助金の利用にあたっては次頁以降を必ずご覧ください。 ・実績報告の最終期限：<u>令和9年3月1日(月)</u> ※厳守



【申請先・お問合せ先】

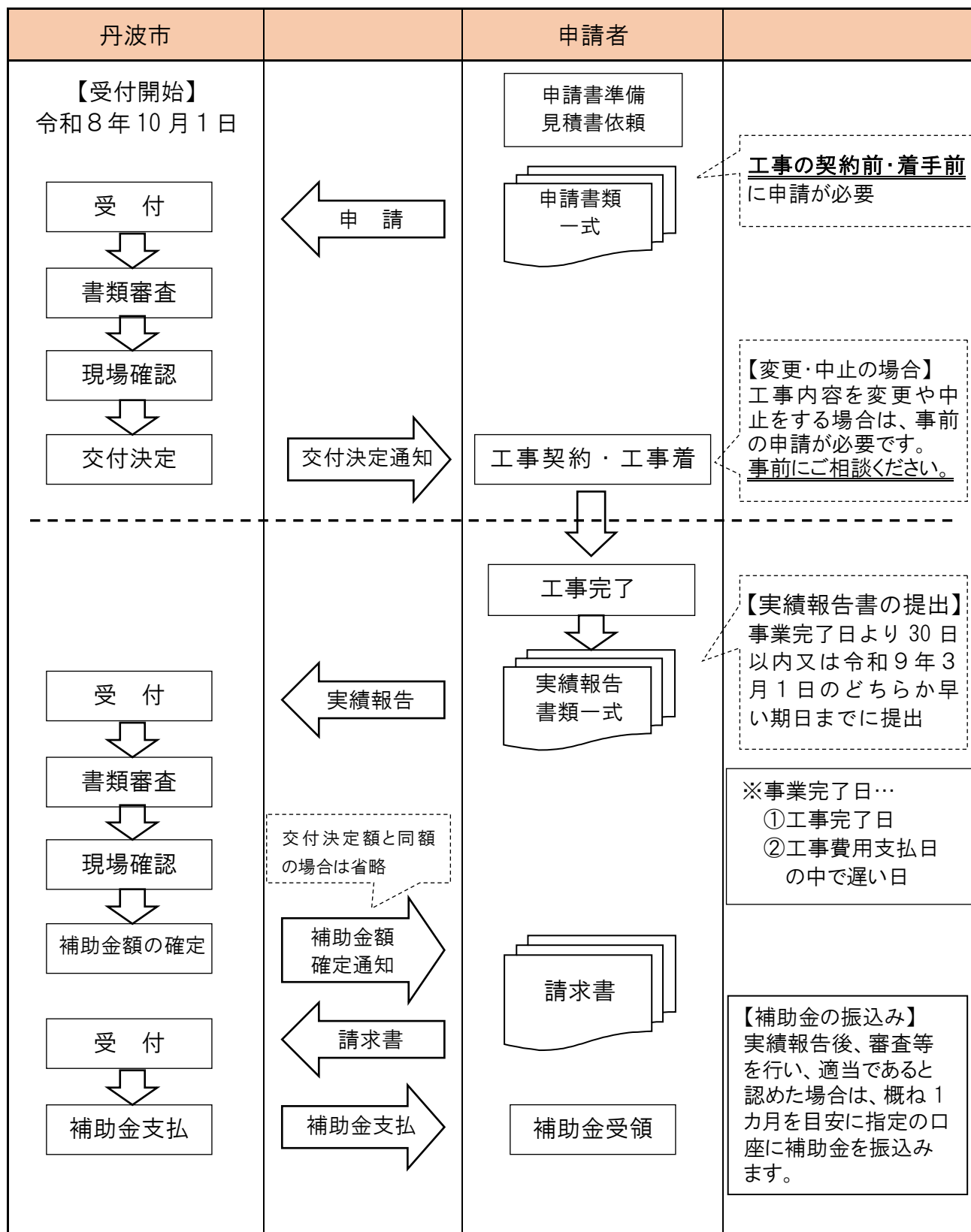
丹波市役所 生活環境部 環境課 環境係

丹波市氷上町成松字甲賀1番地(本庁舎1階)

(電話) 0795-82-1290 (直通)

(FAX) 0795-86-7373

1 補助事業の流れ（フロー）



※ 本事業の補助金交付決定通知を受け取ってから、工事の契約をし、工事にとりかかってください。補助金交付決定通知を受け取るまでに工事の契約や着手をした場合は、補助金の交付対象外となります。交付決定については、申請書受付日から21日以内に交付の可否を通知します。

※ 補助対象事業が完了した場合は、事業完了日から30日以内又は令和9年3月1日のいずれか早い日までに実績報告書類を提出してください。

2 補助対象者

補助金交付の対象となる方は、次に掲げる要件を全て満たす**個人**です。

対象	要 件
個人	① 現状において、市内に住宅を所有し、その住宅に居住している方 ② 市税の滞納がない方 ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者でない方

※ 令和9年3月1日までに実績報告書を提出できる方が対象です。

※ 申請は、同一の住宅につき1回限りです。

◎用語の定義等

①住宅	市内に所在する一戸建ての住宅（併用住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上のものに限る。）の居住の用に供する部分を含む。）をいう。
②省エネ基準	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
③Z E H水準	強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）をいう。）を満たし、かつ、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20パーセント以上削減する省エネ性能の水準をいう。
④省エネ化工事	住宅の開口部、躯体等の断熱化及び設備の効率化に資する工事であって、省エネルギー性能を向上させるものをいう。
⑤全体改修	住宅の全体を対象とする省エネ化工事（建替えを除く。）をいう。
⑥部分改修	住宅の一部を対象とする省エネ化工事であって、複数の開口部の改修を含むものをいう。
⑦B E L S等の第三者評価	建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関による評価をいう。
⑧仕様基準	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ（2）に規定する基準をいう。
⑨誘導仕様基準	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）に規定する基準をいう。
⑩耐震基準	本事業において、昭和56年5月31日以前に着工された住宅である場合は、 <u>別表第1</u> に定める耐震基準を満たすもの（省エネ化工事の実施により耐震基準を満たすと認められるものを含む）であること。ただし、住宅の居住者等の安全が確保されるものとして建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士）の確認を受けた場合で、市長が認めるときは、この限りでない。
⑪うちエコ診断	環境省が提供する「うちエコ診断ソフト」を用いて、住宅におけるエネルギー使用量や光熱費に関する情報を基に効果的な省エネ対策を提案する診断のこと。実績報告時には、公益財団法人ひょうご環境創造協会が実施するうちエコ診断を受診し、受診したことが分かる書類の写しを提出することになります。

3 対象となる住宅

補助金交付の対象となる住宅等は、次に掲げる要件を全て満たす一戸建て住宅です。

対象	要 件
一戸建て住宅	① 市内に所在する一戸建て住宅 ② 併用住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の2分の1以上のものに限る。）の居住の用に供する部分 ③ 現状において、省エネ基準に適合していない住宅 ④ 耐震性が確保されている住宅（省エネ化工事後に耐震性が確保される住宅を含む）（※） ⑤ 次に掲げる区域内に存する住宅でないこと。 ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域 イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項の規定により指定された災害危険区域 ⑥ 過去に本事業の補助金の交付を受けて工事をした住宅でないこと。

※ 耐震性が確保されている住宅とは、次のいずれかに該当するものです。

- （1） 昭和56年6月1日以降に着工した住宅
- （2） 昭和56年5月31日以前に着工した住宅の場合は、改修後において**別表第1**に定める耐震基準を満たすもの又はその他の措置により改修建築物の居住者、利用者等の安全が確保されるものとして、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士の確認を受けた住宅

4 対象となる省エネ化工事

補助金交付の対象となる省エネ化工事は、次に掲げる要件を全て満たす工事です。

区 分	要 件
共通	○ 住宅における次の工事であって、省エネルギー性能を向上させるものであること。 ・ 開口部（外気に接する窓又はドア）の断熱化に係る工事 ・ 躯体等（天井、屋根、外壁又は床）の断熱化に係る工事 ・ 設備の効率化に係る工事 ○ 自分で工事を行うものでないこと。
全体改修	○ 住宅の全体を対象とすること。 ○ 省エネ化工事が、登録住宅改修業者（兵庫県住宅改修事業の適正化に関する条例（平成18年兵庫県条例第35号）第7条第1項に規定する登録住宅改修業者）と契約を締結して行うものであること。 ○ 省エネ化工事の実施後においてBELS等の第三者評価を受けるものであること。 ○ 住宅の建替えでないこと。
部分改修	○ 住宅の一部を対象とすること。 ○ 複数の開口部（外気に接する窓又はドア）の改修を含むものであること。

※ 塗装工事（断熱塗装・遮熱塗装）、屋根のふき替え工事は補助の対象外

5 補助対象経費と補助金額

補助金交付の対象となる経費及び補助金の額は、以下のとおりです。

補助対象経費	補助金額（※2）	
補助金交付の対象となる省エネ化工事の実施に要する経費のうち、次に掲げるもの。 ① 別表第2に掲げる次の工事の区分に応じ、省エネ基準等の種類ごとに定める額を上限とした額（※1） ・開口部の断熱化に係る工事 ・躯体等の断熱化に係る工事 ・設備の効率化に係る工事 ただし、設備の効率化に係る工事の補助対象経費については、開口部の断熱化に係る工事及び躯体等の断熱化に係る工事の補助対象経費の合計額が限度となります。 ② B E L S等の第三者評価に要する費用（全体改修の場合に限る。）	省エネ基準	補助対象経費の 40% （限度額 30 万円） ※ 補助金額は、1,000 円未満を切捨て
	Z E H 水準	補助対象経費の 80% （限度額 70 万円） ※ 補助金額は 1,000 円未満を切捨て

※1 工事種別ごとの上限額の合計額と実際の工事費（見積額）の合計額のいずれか低い額が当該工事種別の補助対象経費になります。

※2 部分改修において、省エネ基準と Z E H 水準が混在する場合は、省エネ基準の補助区分になります。

別表第1

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅の場合、改修後において本表の耐震基準を満たす必要があります。

耐震診断区分	構造種別	耐震基準
一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025 年改訂版、2012 年改訂版、2004 年改訂版）による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が 1.0 以上
一般財団法人日本建築防災協会発行「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025 年改訂版、2011 年改訂版、1996 年改訂版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標 (Is) が 0.6 以上
一般財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（2017 年改訂版、2001 年改訂版）に定める第 1 次診断法、第 2 次診断法又は第 3 次診断法による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標 (Is) を構造耐震判定指標 (Iso) で除した値が 1.0 以上
一般財団法人日本建築防災協会発行「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」（2009 年改訂版）に定める第 1 次診断法、第 2 次診断法又は第 3 次診断法による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 3 章第 8 節に規定する構造計算による耐震診断	全て	構造計算により安全性が確認できること。
上記 1 から 5 までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全て	上記 5 つの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。

別表第2

(1) 開口部の断熱化に係る工事

工事区分			省エネ基準	ZEH水準
箇所	種 別	規 模 (※5)		
窓	ガラス交換 (※1)	1.4 m ² 以上	8.8 万円/枚	11.2 万円/枚
		0.8 m ² 以上 1.4 m ² 未満	6.4 万円/枚	8.0 万円/枚
		0.1 m ² 以上 0.8 m ² 未満	2.4 万円/枚	3.2 万円/枚
	内窓設置 ・外窓交換 (※2・※3)	2.8 m ² 以上	20.0 万円/箇所	27.2 万円/箇所
		1.6 m ² 以上 2.8 m ² 未満	16.0 万円/箇所	21.6 万円/箇所
		0.2 m ² 以上 1.6 m ² 未満	13.6 万円/箇所	17.6 万円/箇所
ドア	ドア交換 (※4)	1.8 m ² 以上 (開戸) 3.0 m ² 以上 (引戸)	28.8 万円/箇所	39.2 万円/箇所
		1.0 m ² 以上 1.8 m ² 未満 (開戸) 1.0 m ² 以上 3.0 m ² 未満 (引戸)	25.6 万円/箇所	34.4 万円/箇所
仕様	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の建材であること。		
	ZEH水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の誘導仕様基準に適合する開口部として、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番（ZEHレベル）の建材であること。		

※1 ガラス交換とは、既存の窓を利用して、複層ガラス等に交換するものをいう。

※2 内窓設置とは、既存の窓の内側に新たに窓を設置するもの、又は既存の内窓を交換するものをいう。

※3 外窓交換とは、新たに窓を設置し、又は既存の窓を交換するものをいう。

※4 ドア交換とは、新たにドアを設置し、又は既存のドアを交換するものをいう。ただし、ドアに附属するガラスのみの交換は対象としない。

※5 工事区分における規模について

- ・ガラス交換の規模は、ガラスの寸法による。
- ・内窓設置の規模は、内窓のサッシ枠の枠外寸法による。
- ・外窓交換の規模は、外窓のサッシ枠の枠外寸法による。
- ・ドア交換の規模は、開戸・引戸の戸枠の枠外寸法による。

(2) 躯体等の断熱化に係る工事

工事箇所	断熱材の区分 (※)	省エネ基準	Z E H水準
外壁	A～C	16.8 万円/㎡	22.5 万円/㎡
	D～F	25.2 万円/㎡	33.8 万円/㎡
屋根・天井	A～C	6.0 万円/㎡	8.0 万円/㎡
	D～F	10.2 万円/㎡	13.7 万円/㎡
床	A～C	21.0 万円/㎡	28.0 万円/㎡
	D～F	31.6 万円/㎡	42.0 万円/㎡
仕様	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の建材であり、かつ、厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。	
	Z E H水準	部分改修を行う場合にあっては、住宅の所在地における建築物省エネ法に基づく地域区分の誘導仕様基準に適合する断熱材とし、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番（Z E Hレベル）の建材であり、かつ、厚さ等が誘導仕様基準に適合するように施工されること。	

※ 断熱材の区分について

- ・ A～C 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 のもの
- ・ D～F 区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034 以下のもの

(3) 設備の効率化に係る工事

設備種別 (※)		省エネ基準	Z E H水準
太陽熱利用システム		125 万円/戸	同左
節水型 トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	40 万円/台	同左
	上記以外	35 万円/台	同左
高断熱浴槽		120 万円/戸	同左
高効率 給湯器	ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	60 万円/戸	同左
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)		
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)		
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用 型給湯器 (ハイブリッド給湯器)		
節湯水栓		10 万円/台	同左
仕様	省エネ基準	部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番（省エネ基準レベル）とすること。	
	Z E H水準	部分改修を行う場合にあっては、国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番（Z E Hレベル）とすること。	

※ 設置を行った設備の補助対象範囲について

- ・ 節水型トイレ及び節湯水栓：設置を行った台数分
- ・ 節水型トイレ及び節湯水栓以外：1 戸当たり 1 台分

6 交付申請の受付 ※工事の契約・着手をする前に申請してください。

次のとおり、交付申請を受付します。

受付期間	令和8年10月1日（木）～令和8年12月28日（月） ※ 予算の範囲内で、 先着順 で受け付けます。（予算規模 140 万円） ※ 予算範囲を超えた場合は、受付を終了します。 ※ 土曜・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）は受付できません。
受付場所	生活環境部環境課（丹波市役所本庁舎内） ※ 郵送による書類提出はできません。直接、環境課までご持参ください。
受付時間	午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

【交付申請時の提出書類】

全体 改修	部分 改修	提出書類	備 考
☐	☐	① 補助金交付申請書	・ 様式第 1 号 ・ 別記 資金計画書
☐	☐	② 省エネ化工事住宅概要書（個表）	・ 様式（別紙 1）
☐	☐	③ 補助金額算定表	・ 様式（別紙 2）
☐	☐	④ [昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅の場合] 耐震性能確認書	・ 様式（別紙 3）、又はその他耐震性が確保されていることを確認できる書類 ※ 本手引きの 5 ページ「別表第 1」に記載する耐震基準を満たしていることが確認できること
☐	☐	⑤ 付近見取図	・ 住宅の位置が確認できるもの（グーグルマップ等）
☐	☐	⑥ 現況写真	・ 住宅の全景、改修工事の場所が分かる写真 ※ 工事に未着手であることが確認できること
☐	☐	⑦ 住宅の所有者が確認できる書類	・ 登記事項証明書等 ※ 発行日から 1 か月以内のもの ※ 登記情報提供サービスによる印刷物は受付できません。
☐	☐	⑧ 建築年月が確認できる書類	・ 建築確認通知書、検査済証又は登記事項証明書等
☐	☐	⑨ [店舗等がある併用住宅の場合] 床面積求積図	・ 求積図・求積表 ※ 延べ床面積、住宅部分とその他店舗等の床面積を記載し、半分以上が住宅であることが分かるように作成すること
☐	☐	⑩ 省エネ化工事の内容が確認できる図書	・ 配置図、平面図、立面図等 ※ 仕様書や図面等、省エネ化工事の内容が確認できる図書 ※ 断熱材の設置などで面積を確認する必要がある場合は、図面に寸法を記載すること ※ 見積書と施工面積、寸法等は一致させること ※ 複数の工事内容を同一図面に表示する場合は、着色により区別するなど、分かるように記載すること

（次頁に続く）

(続き)

全体改修	部分改修	提出書類	備 考
○	○	⑪ 省エネ化工事に係る見積書 ※ 一契約当たりの見積金額が 100 万円を超えるものは原則として複数者からの見積書が必要。 ※ 別紙「【記載例】見積書」を参照すること。	・ 省エネ化工事に係る見積書 ※ 別紙「【記載例】見積書」の内容が記載されている見積書を提出してください。 ※ 工事費用及び補助対象建材、設備等の内訳が分かるもの ※ 補助対象経費とそれ以外が分かるように記載すること ※ 見積書の項目は、工事・設備種別ごとの工事費が分かるように記載すること ※ メーカー名、商品名及び施工面積（窓・ドアは寸法）を記載すること ※ 図面や写真、見積書などに共通の番号を記載するなどして、分かりやすく整理すること。 ※ 見積書のなかで、対象設備の内容が確認できない場合は、付属書類（内訳書等）を添付
	○	⑫ 【部分改修の場合】 建材、設備等が仕様に適合していることが確認できる書類	・ 建材、設備等が仕様に適合していることが確認できる書類 ※ 製品カタログのコピーなど基準を満たす性能が確認できる書類を添付すること ※ 補助対象設備の要件に該当していることが分かる資料 【省エネ基準】国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番（省エネ基準レベル）の該当箇所のコピー 【ZEH水準】国土交通省所管の「みらいエコ住宅 2026 事業」の対象型番（ZEHレベル）の該当箇所のコピー
○		⑬ 【全体改修の場合】 BELS等の評価書の写し	・ BELS等の評価書の写し ※ すでにある場合は提出すること。 ない場合は、実績報告書の提出時に提出すること
○		⑭ 【全体改修の場合】 兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録証の写し	・ 兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録証の写し
○	○	⑮ 誓約書	・ 様式（別紙 4）
○	○	⑯ 住民票	・ 申請者の住民票 ※ 住所地と住宅の場所が同一であること ※ 発行日から 1 か月以内のもの ※ 住民票の発行を施工業者等が行う場合、別途、委任状（代理人選任届）が必要
○	○	⑰ 丹波市税の滞納が無いことを証する書類	・ 丹波市税の滞納が無い証明書 ※ 発行日から 1 か月以内のもの ※ 証明書の発行を施工業者等が行う場合、別途、委任状（代理人選任届）が必要
○	○	⑱ その他	・ 【設置する建物等が共有名義である場合】 共有名義人の設置承諾書（別紙 5） ・ 【他の補助金を併用している場合】 補助内容が確認できる資料（交付決定通知書等） ・ 【工事施工者等に手続きを委任される場合】 委任状（別紙 6）

7 交付決定通知

書類審査と現地調査により、補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定通知書により申請者に通知します。補助金を交付できない方には不交付決定通知書を通知します。

※ 交付申請書に不備がなく、現地調査が円滑に進めば、申請書受付日から 21 日以内に交付の可否を通知します。

※ 補助金交付決定通知書の通知日より前に工事の契約・着手された場合、補助対象外となりますのでご注意ください。

8 設置計画の変更・中止の申請

補助金の交付決定を受けた方（以下「補助事業者」という）で、交付決定を受けた事業（工事）の内容を変更・中止する場合は、その旨をご相談の上、必ず事前に申請してください。

【変更等の申請が必要な場合】

- ・事業の内容を変更する場合
- ・事業に要する経費の配分を変更する場合
- ・交付決定を受けた事業を中止する場合

※ 内容が変更になっても、補助金額の増額は認められません。

※ 変更内容が補助の要件に合致しなくなった場合は、交付決定の取り消しとなります。

【変更等申請時の提出書類】

必須	該当時	提出書類	備 考
○		①設置補助金変更（中止）承認申請書	・様式第 4 号 ・別記 資金（変更）計画書
○		②変更する内容が分かる書類	・変更する内容が分かる書類 ※ 交付申請時に添付した書類のうち、変更のある書類を添付

※ 郵送等による書類提出はできません。直接、環境課までご持参ください。

9 事業の完了報告・補助金の請求

補助事業者は、交付決定を受けた事業を完了した場合、次の書類を提出してください。

提出期限	<u>事業完了日から起算して 30 日以内（事業完了日を 1 日目とする）</u> <u>又は令和 9 年 3 月 1 日（月）のいずれか早い期日まで。【厳守】</u> ※ 土曜・日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）は受付できません。
	※ 事業完了日とは、①工事完了日、②工事費用支払日 の中で最も遅い日
提出場所	生活環境部環境課（丹波市役所本庁舎内） ※ 郵送による書類提出はできません。直接、環境課までご持参ください。
受付時間	午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

【実績報告時の提出書類】

全体改修	部分改修	提出書類	備考
○	○	① 実績報告書	・ 様式第6号
○	○	② 補助金精算書	・ 様式（別紙7）
○	○	③ [改修後に耐震性が確保される場合] 耐震改修工事実施確認書	・ 様式（別紙8） ※ 改修後に耐震性が確保される場合に用意
○	○	④ 交付決定通知書の写し	・ 市から送付された交付決定通知書の写しを添付
○	○	⑤ 契約書の写し	・ 受注者との契約書又は受注書等の写し
○	○	⑥ 省エネ化工事の費用に係る支払い証拠書類の写し	・ 振込依頼書等（写し） ・ [ローン利用の場合] 領収書及び補助事業者が契約者であることが確認できるローン契約書（申込書不可）
○	○	⑦ 事業費内訳書	・ 工事費用の内訳が分かる書類（請求明細、内訳書等） ※ 見積書は不可
○	○	⑧ 工事写真 ※ 工事箇所ごとの施工前・施工中・完了後の写真を添付 ※ 仕様が分かる写真も添付 ※ 別紙「【参考様式】工事写真等台紙」を参照すること。	・ 省エネ化工事に係る工事写真 ※ 工事箇所ごとに工事の施工前・施工中・完了後の写真を同一アングルで撮影し、分かりやすくまとめること。 ※ 仕様が分かる写真も添付 ※ 写真の撮影箇所が分かるように各写真に番号や符号をつけること。 ※ 図面や見積書などの番号や符号と対応させること。 ※ 写真はカラーとし、A4サイズの台紙（「【参考様式】工事写真等台紙」参照）に分かりやすくまとめること。
○	○	⑨ [写真で仕様が確認できない場合] 出荷証明書、納品証明書等	・ 出荷証明書、又は納品証明書等 ※ 上記⑧で、写真で仕様が確認できない場合に用意すること。
○		⑩ [全体改修の場合] BELS等の評価書の写し	・ BELS等の評価書の写し
○	○	⑪ うちエコ診断の受診が確認できる書類の写し	・ （公財）ひょうご環境創造協会が実施するうちエコ診断を受診したことが分かる書類の写し ※ 受診日が令和8年4月1日以降のもの ※ <u>環境省が提供する「うちエコ診断 WEB サービス」は対象外</u> ※ うちエコ診断の詳細は、（公財）ひょうご環境創造協会のホームページ「うちエコ診断を受診してみませんか？」を参照 【URL】 https://www.eco-hyogo.jp/global-warming/uchieco/
○	○	⑫ [他の補助金を併用している場合] 補助内容が分かる書類の写し	・ 補助金の交付決定通知書等 ・ 補助内容が分かる書類 ※ 補助対象工事が、他の補助金の補助対象工事と重複していないことを確認するため、補助金を併用している場合は必ず提出すること。
○	○	⑬ その他	・ [申請時に提出した書類と異なる場合] 変更後の内容が分かる関係書類の写し

10 補助金の交付

- ・ 実績報告書の提出後、審査を行い、適当であると認めたときは、補助金の請求書を提出していただき、概ね1カ月を目安に補助事業者の指定する本人の口座に振り込みます。通帳記入などにより入金を確認を行ってください。

11 財産の処分の制限

- ・本補助事業において改修した住宅について、補助金の交付の目的に反して使用や譲渡等の処分をする場合は、市長の承認を受ける必要があります。

12 補助金交付の取り消し等

- ・本補助事業以外への補助金の使用や、交付の決定の内容・条件に違反する等、丹波市補助金等交付規則（平成 16 年丹波市規則第 42 号）第 15 条第 1 項各号いずれかに該当する場合、補助金交付決定の全部又は一部が取り消しとなります。
- ・既に交付している補助金がある場合は、補助金を返還いただくことになりますので、ご注意ください。

丹波市補助金等交付規則 抜粋

（決定の取消し）

第 15 条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- （1） 補助金等を当該補助事業等以外の用途に使用したとき。
- （2） 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3） 補助事業等を市長の承認なしに変更し、中止し、又は廃止したとき。
- （4） 補助事業等に関して詐欺その他不正行為を行ったとき。
- （5） 丹波市暴力団排除条例（平成 23 年丹波市条例第 53 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は第 2 号に規定する暴力団員であったとき。
- （6） 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者であったとき。
- （7） 補助事業等の全部又は一部を前 2 号に該当する者との契約により実施したとき。
- （8） その他この規則に違反したとき。

13 調査等への協力

- ・本補助事業の条件として、対象設備の利用状況やアンケート等の調査をお願いすることがあります。また、環境施策の推進に関する案内を送付することがあります。ご協力くださいますようお願いいたします。

14 他の補助制度との併用

- ・本補助金と補助対象となる工事が重複する他の補助制度との併用はできません。ただし、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、他の補助金を併用することは可能です。

※ 他の補助金を併用している場合は、補助内容が確認できる資料（交付決定通知書等）の提出が必要です。

15 その他

- ・補助金の交付にあたっては、書類審査を行います。あらかじめご了承ください。
- ・申請書類提出後に内容の不備が判明した場合は、追加もしくは修正を依頼することがあります。依頼日を含む 7 日以内に訂正書類の提出が確認できない場合は、受付を取り消すことがあります。
- ・強引な勧誘や、一方的な工事を行って高額な工事代金を請求するなどの悪徳な業者にご注意ください。
- ・本補助事業の工事、申請手続き等によって発生したトラブル等については、一切責任を負いません。